平成２３年（フ）第５２号
埼玉県東松山市松葉町３丁目13番13号
債務者　榎本　雅彦
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第９３０号
神奈川県秦野市西田原45番地の６　コーポ宮前103号
債務者　三枝　丈人
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３９号
神奈川県中郡大磯町高麗２丁目23番４号
債務者　茂木　靖子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６７号
神奈川県平塚市西真土１丁目２番88号　メゾンミツイ103号
債務者　岸　富美子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５号
愛知県豊田市梅坪町８丁目２番地14　三久寿ビル３―Ｃ号、旧住所愛知県豊田市日之出町２丁目３番地１　ユーハウス豊田ＨＩＮＯＤＥ　101号
債務者　田中　大補
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
愛知県豊田市国閑町下４番地
債務者　三浦　　計
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
愛知県豊田市鴛鴨町中高根136番地　フローラル高根Ⅱ101号
債務者　冨川　　克
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
三重県松阪市伊勢寺町50番地
債務者　中澤　正美
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第４号
京都府舞鶴市字京口１番地
債務者　小森　義子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第２号
京都府綾部市上野町下池田４番地　上野団地３棟304号
債務者　佐原あゆみ
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第４号
京都府綾部市青野町高田50番地ピナイサーラ22・101
債務者　堀口　明生
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第６号
京都府綾部市位田町野本７番地
債務者　蘆田　雅子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
福岡県遠賀郡芦屋町江川台13番３号
債務者　柴田　涼恵
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６号
鹿児島県霧島市国分野口西27番14号　野口パレスＡ棟101
債務者　岩元俊一郎
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第３号
北海道檜山郡江差町字南が丘７番地の309
債務者　相澤　平二
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２２年（フ）第８０４号
相模原市中央区富士見５丁目12番４号　ラ・フォンティーヌ富士見301
債務者　力武美奈子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１０号
相模原市南区双葉２丁目７番５号
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１５号
相模原市中央区相模原２丁目11番３号　エクセルマンション相模303号
債務者　中村　宗義
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部